

次期埼玉県環境基本計画（案）に対する県民コメント等の実施結果

1 実施期間

令和3年10月12日から11月9日

2 寄せられた意見の件数等

(1) 県民コメント

	人数(団体数)	意見数
個人	33	166
法人、その他の団体	4	36
合計	37	202

(2) 市町村意見

	市町村数	意見数
市町村	4	30

3 意見の反映状況

(1) 県民コメント

区 分	件数
意見を計画に反映し案を修正したもの	15
今後の施策の参考としていくもの等	187
合計	202

(2) 市町村意見

区 分	件数
意見を計画に反映し案を修正したもの	18
今後の施策の参考としていくもの等	12
合計	30

4 意見の内容及び県の考え方

※内容が重複している御意見は一つにまとめていますので、3の件数とは数が整合しません。

※No に下線がついているものが市町村意見です。

(1) 御意見を計画に反映し、案を修正したもの

ア 計画案や施策に対する意見

NO	ページ	章	項目	御意見の内容	県の考え方
1		全般		絵、写真、図を入れて県民にわかりやすくした方がよい。	計画を冊子にする段階で絵や写真、図を挿入し、わかりやすい表現になるよう工夫します。
2	P3～7	第2章	2 国際情勢・社会情勢の変化 3 国内の環境分野の状況の変化	<p>環境分野での気候変動でのパリ協定の記述の前に、TCFDやSBT、RE100などの記述が出てくるなど、内容的にチグハグなものとなっている。2と3を組み立て直して、新たな構成とすべきである。</p> <p>また、3(1)気候変動については、災害の深刻化や熱中症の増大、法制化等の国内の動きなどについて記述するのも一案である。</p>	<p>御意見を踏まえ、「2 国際情勢、社会情勢の変化」、「3 国内の環境分野の状況変化」とし、以下のとおり2の構成を見直しました。</p> <p>「2 国際情勢、社会情勢の変化」 (1) SDGsに向けた取組、 (2) 気候変動を巡るパリ協定などの動き (3) ESG投資等の動向、 (4) 国内環境産業の動向 (5) デジタルトランスフォーメーション(DX)の取組 (6) 所有形態や働き方の多様化</p> <p>また、法制化等の動きについては最新の状況を反映しました。災害の深刻化や熱中症の増大については、御意見の趣旨を第2章、第5章に記載しています。</p>
3	p5	第2章	3 国内の環境分野の状況の変化	<p>「(1)気候変動」 気候変動問題についての危機感が欠如している。 気候変動問題に対して危機感を持って取組ことは不可欠であり、それを明確にすることが必要である。</p>	<p>ここに、「わが国では、令和2年(2020年)11月に衆参両院で気候非常事態宣言が決議され、同年12月に国の成長戦略会議において、2050年カーボンニュートラルに向けた成長戦略を盛り込んだ実行計画が取りまとめられました。」と追記します。</p>

4	p5	第2章	3 国内の環境分野の状況の変化	<p>「(2) 資源循環」 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）について記述しているが、プラ新法はサーキュラーエコノミーへの移行を加速させるものであると政府も説明しているので、そうした表現を盛り込むべきである。これにより前段でも触れる国際的な動きとも呼応するものとなる。</p>	<p>御意見を踏まえ、「令和3年（2021年）6月には、<u>循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向け、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、</u>」と追記します。</p>
5	p7	第2章	3 国内の環境分野の状況の変化	<p>「(5) 水環境」 「定期検査の受検率が40%と低いことから」という記述があるが、「定期検査」という言葉は「法定検査」と紛らわしく、「定期点検」の方がわかりやすい。また、「定期点検」だけでなく、「定期清掃」「法定検査」を加えた、浄化槽管理者に法律で義務付けられている維持管理に係る責務の実施率のいずれもが低いので、そのことを記述すべきである。</p>	<p>この章では、全国の法定検査の受検率の状況を記述しておりますので、「定期検査」を「法定検査」に改めました。なお、清掃・保守点検に関する全国調査は実施されていないため、実施率は把握できません。</p>
6	p9	第4章	3 地域社会の持続可能性の向上	<p>「こうしたことを踏まえ、誰一人取り残さない「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向け、将来を見据えた持続可能なまちづくり（「埼玉スーパー・シティプロジェクト」）を市町村とともに進めていくことが重要です。」とあるが、これでは、埼玉スーパー・シティプロジェクトのみが未来を見据えた持続可能なまちづくりであるとの表現になっている。 よって、「「埼玉スーパー・シティプロジェクト」など未来を見据えた持続可能なまちづくりを市町村とともに進めていくことが重要である。」などと修文すべきある。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「将来を見据えた持続可能なまちづくり（「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」等）を市町村とともに進めていくことが重要です。」</p>

7	p10	第4章	5 先進技術の活用、変化を捉えた意識や行動の変革	<p>先進技術をどう環境の保全等に活かすのかわからない。</p> <p>例えば、大気や海の定置観測の自動化が遅れているからIoT、ロボットを活用することで人を介在させずに24時間の観測が可能となるなどがないと、突然にDXといわれても関連を見出せない。</p> <p>また、最後の一文の「経済活動がより環境の保全を意識した行動に向く」は「環境の保全も行いつつ、経済活動を進める」とは意味が異なり、意味が通じない。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり文章を修正しました。</p> <p>「環境分野においても、IoT技術を活用したエネルギーマネジメントなど先進的なデジタル技術を活用していく必要があります。」</p> <p>「企業や人々の意識、行動の変化を的確に捉え、社会経済活動がより環境の保全を意識したものとなるよう、企業や人々に働きかけていく必要があります。」</p>
8	p12	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>「(2) 長期的な目標に向けた方向性」</p> <p>「再生可能エネルギーの利用によるCO₂オフセットが進んでいます。」とあるが、意味が不明確である。おそらく「再生可能エネルギーの利用によるCO₂オフセット証書の活用によるCO₂の削減が進んでいる」という意味かと思われるが、もう少し丁寧な説明が必要でないか。</p> <p>例えば、「事業者は、省エネルギーや再生可能エネルギーの創出、再生可能エネルギー電力の積極的な利用に取り組むとともに、自らCO₂を削減できない場合は、CO₂オフセット証書の活用などにより、脱炭素化に積極的に取り組んでいる。」などの表現にすべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、「再生可能エネルギーの利用による脱炭素化に積極的に取り組んでいます。」に修正します。</p>
9	p13	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>◇再生可能エネルギー施設の適切な設置・管理…地域における【事業者による】適正な…【】を追加</p>	<p>御意見を踏まえ、「事業者による適正な設置・管理の確保に向けて」と修正します。</p>

10	p16	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>P16の緑の保全・創出の項目に記載されている項目は、すべてヒートアイランド対策として記載し、推進すべき。</p> <p>都市部における森林は、環境緩和機能が高く、エネルギー消費も少ない。都市部は特に劇症気象となる可能性が高く、これらの区域に森林を適正に配置する計画を長期的に進めて行く必要がある。</p> <p>その際森林と芝生ではその緩和機能に大きな違いがあるので、気候緩衝作用を十分吟味した上で配置する計画を記載していただきたい。これら都市部に適正に配置された森林は自然との共生においても、生物の多様性においても有効な施策である。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>◇CO₂吸収源につながる身近な緑の保全・創出 地域制緑地の指定や公有地化など身近な緑の保全を図るとともに、市町村、民間施設所有者が行う施設緑化に対する支援や「緑化計画届出制度」の推進など都市部等の緑化を進めることにより、身近な緑に囲まれたゆとりある地域の形成を図り、CO₂吸収量の増加やヒートアイランド現象の緩和に取り組みます。</p> <p>また、ヒートアイランド対策や暑さ対策の関連取組として、「◇CO₂吸収源につながる身近な緑の保全・創出」を位置付けます。</p>
11	p16	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>上下水道事業</p> <p>上水道においては節水対策をまず掲げていただきたい。一例として最近のトイレは水の使用量が少なく済むものがあり、公共施設での設備更新などにより使用水量の減少が期待できる。埼玉県の上水は地下水に頼っているところもあり、揚水量の削減による地盤沈下回復や、処理量の削減による省エネなど効果は大きいと考える。</p> <p>また、使用量が減少すれば、下水処理量も少なくなる。</p> <p>さらに、雨水など本来は下水として処理すべきでない水も現在は処理場に流入している系統もあり、処理費用の削減とエネルギーの削減をすすめるよう本計画に明記すべきではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、公共施設での取組については、「◇県有施設における脱炭素化の推進」に「LED照明、節水器具の導入等」と追記するとともに、「◇雨水利用など水の効率的・合理的利用の促進」に「雨水、再生水の活用や節水を促進します。」と追記します。</p> <p>また、「◇上下水道事業における環境配慮の推進」について、以下のとおり修正します。</p> <p>「浄水場の取送水や水処理過程における省エネルギー型機器の導入や設備の効率的な運転により上水道及び工業用水道の省エネルギーの取組を推進します。流域下水道においては、高温焼却の実施や、省エネ機器の導入、不明水対策の推進など、環境に配慮した整備を進めます。」</p>
12	p18	第5章	2 資源の有効利用と廃棄	<p>(1) 現状と課題</p> <p>「3R+【リニューアブル：】Renewable（持続可能な資源）」… 【】を追加</p>	<p>御意見を踏まえ、用語解説に3R+Renewableに係る説明を追加します。</p>

			物の適正処理の推進		
13	p21	第5章	2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	「3S運動」→ () や用語解説で「3S：スマイル・セイケツ・スタイル」という説明を入れたほうが良いかと思われます。	御意見を踏まえ、「3 S (スマイル・セイケツ・スタイル) 運動」に修正します。
14	p24	第5章	3 みどりの保全と創出	◇豊かな緑を保全・創出する公園整備 豊かで美しい緑を保全・創出します。記載されているが、豊かは何が豊かなのか、また美しい緑とはどんな緑を示すのか不明のため、「県営公園は生物多様性に配慮した植樹等により整備管理を行う。」に変更すべき。なお、植樹する場合その土地に見合った在来種を優先させて行うべきことを明示すべきではないか。 また、緑化については、外来種の導入を抑制し、かつ単一樹種に偏ることのないように生物の多様性を推進すべく実施する旨記載する必要がある。	御意見を踏まえ、「都市公園における在来植生に配慮した植栽等の整備により、豊かで美しい緑を保全・創出します。」と修正します。
15	p25	第5章	3 みどりの保全と創出	◇森林の病虫獣害防止対策の実施 「マツクイムシやナラ枯れなどの森林病害虫」「ナラ枯れは」虫ではないしこれらの虫は在来種で、単に木が枯れるメカニズムの一原因として挙げられているだけに過ぎない、これらの虫を絶滅しても森林の遷移がなくなる保証はない。これらの虫も長い歴史の過程で生態系に組み込まれている昆虫でしかも在来種であるため、安易な対応は避けるべき。したがってこの言葉は「松枯れやナラ枯れの発生状況の調査」とすべき。	御意見を踏まえ、「(「松くい虫やナラ枯れなどの森林病害虫」を)「マツノマダラカミキリやカシノナガクイムシなど森林病害虫」と修正します。

16	p31	第5章	5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全	<p>(1) 現状と課題で、河川面積の割合を記載しているが、この河川面積とは、河川法で定めた河川区域なのか、国、県、市町村の管理する河川のどこまで含むのか不明なため数値の定義を明確にする必要がある。</p> <p>またこの数値はどのような事項を説明するために記載したのかを明確にすべきではないか。</p> <p>ここで記載されている水環境の保全とは何を意味するのか不明なため明確にすべき。</p> <p>(1) に現状と課題としているが、埼玉の川の現状の記載がない。河の応援団や下水道、川に関わる人の生活環境などは記載されているが、「恵み豊かな川」の現状が記載されていない。そのため河川が抱える現状の課題は何か記載されていない。この課題の記載がなければそれを改善する計画の記載もされていない。河川的环境に対する現況と課題を記載すべき。</p> <p>「恵み豊かな川」を保全する者は埼玉県のはず。その県の保全事業を応援するのが、応援団の応援であって、保全事業のメインのプレーヤー県のはず。したがって、県の河川環境に対する現状認識と課題を明確にすべき。</p> <p>次に水質改善関係について2項目記載されているが、これらは従来計画により、計画通りに改善されているので、簡潔に記載すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、河川面積の割合については、御意見を採用させていただき、用語解説に「河川面積」の記述を追加します。</p> <p>河川面積の河川とは、国土交通省が都道府県を対象に実施している土地利用現況把握調査における国土の利用区分の定義である「一級河川、二級河川、準用河川における河川区域の面積」のことです。</p> <p>河川面積割合の数値は、河川面積が広いという埼玉の特色を生かして水辺空間の再生、創造に取り組んでいることを説明するために記載しています。</p> <p>なお、水環境の保全とは、河川、湖沼、地下水等の公共用水域等の環境を保護し守ることです。</p> <p>恵み豊かな川の現状については、生活排水や工場・事業場からの負荷の低減により水質改善が進み、地域で川との共生に取り組む「川の国応援団」は県内全ての市町村で活動を行っていること等を記載しています。</p> <p>課題については、更なる水質の改善のためには生活排水処理率向上に向け合併処理浄化槽への転換の加速化が必要であること、「川の国応援団」のメンバーの高齢化や固定化に対し活動が持続できるよう支援が必要であること等を記載しています。</p> <p>また、取組については、県民・団体・企業の連携への支援、合併処理浄化槽への転換の促進等、県として今後行うべきものについて記載しています。</p> <p>県としては、この恵み豊かな川を守り育み、豊かで清らかな川を本県の大切な財産として未来に残すことが必要と考えております。</p>
17	p39	第5章	7 経済との好循環と環境科学・技術の振興	<p>「(3) 今後の施策と主な取組」</p> <p>「(i) 環境に配慮した事業活動の支援」◇企業等のSDGsの取組</p> <p>このなかで、埼玉県SDGsパートナー登録制度のみを掲げているが、埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度も記載すべきである。</p>	<p>御意見のとおり、「埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度」の記載を追加します。</p>

イ 表現や字句の修正に関する意見

NO	ページ	章	項目	御意見の内容
1	p4	第2章	2 国際情勢・社会情勢の変化	(2) 気候変動を巡るパリ協定などの動き 「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去を均衡させること」 <u>こと</u> を掲げています。 (上記文章について) 削除
2	p5	第2章	2 国際情勢・社会情勢の変化	(4) デジタルトランスフォーメーション (DX) の取組 <u>こうしたデータのAI</u> (人工知能) による～ (略) <u>こうした、進化するデジタル技術により</u> ～ (略) (上記文章について) 表現の重複を避けるため、後述を「このような」に変えるなどしたほうがよいかと思えます。
3	p6	第2章	3 国内の環境分野の状況の変化	<2者から意見あり> 6ページ14行目文章中「・・・輸入ながら・・・」とあるが「・・・輸入しながら・・・」とするのが適切である。
4	p6	第2章	3 国内の環境分野の状況の変化	(3) みどり 一方、所有者や境界が不明である森林の増加、林業の担い手不足等が適切な森林の整備に向け大きな課題が顕在化しています。 (上記文章について) 格助詞「が」が二つあり、主語と述語の関係が不明確な文になっています。 「一方、所有者や境界が不明である森林の増加、林業の担い手不足等が、適切な森林の整備に向けた大きな課題として顕在化しています。」 または、 「一方、所有者や境界が不明である森林の増加、林業の担い手不足等といった、適切な森林の整備に向けた大きな課題が顕在化しています。」 などの修正が必要です。

5	p10	第4章	6 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応	<p><u>こうした動きは、環境面からも移動に伴う二酸化炭素排出量の削減にもつながり、～（略）</u> <u>一方、こうした動きは、在宅勤務による住宅の空調・照明等のエネルギー消費量の増加～（略）</u></p> <p>①表現が重複しているため、後述は「一方で、」などでよいと思います。</p>
6	p10	第4章	6 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応	<p>こうした動きは、<u>環境面からも移動に伴う二酸化炭素排出量の削減にもつながり、</u>このような感染症対策が<u>環境対策にもなるような取組を、</u>より一層進めていく必要があります。</p> <p>②一文において、係助詞「も」が複数回使用されています。 このため、何と並列関係にあるのか、どの述語に係るものか整理する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境面からも」が、感染症対策だけでなく環境対策にもなることを言いたいとき 「こうした動きは、環境面からも移動に伴う二酸化炭素排出量の削減につながります。したがって、このような感染症対策が環境対策にもなる取組を、より一層進めていく必要があります。」 ・「環境面からも」が、保健行政だけでなく環境行政からも進めていく必要があると言いたいとき 「こうした動きは、移動に伴う二酸化炭素排出量の削減にもつながります。よって、このような感染症対策が環境対策にもなるような取組は、環境面からもより一層進めていく必要があります。」
7	p10	第4章	6 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応	<p>一方、こうした動きは、在宅勤務による住宅の空調・照明等のエネルギー消費量の増加、公共交通機関から自家用車への通勤シフトや<u>換気を伴う空調による負荷の増加</u>、さらには衛生目的での使い捨てマスク等のプラスチック製品の使用の増加など、<u>環境への負荷の増大</u>といった側面もあります。</p> <p>③ここでいう「負荷」とは「空調（の熱量）負荷」を指すものと思いますので、「換気による空調負荷の増加」に言い換えたほうが、よりわかりやすくなります。「環境への負荷」を指したい場合は文末と重複するため削除し、「換気を伴う空調機の運転」などと例示するに留まります。</p>
8	p10	第4章	6 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応	<p>一方、こうした動きは、在宅勤務による住宅の空調・照明等のエネルギー消費量の増加、公共交通機関から自家用車への通勤シフトや<u>換気を伴う空調による負荷の増加</u>、さらには衛生目的での使い捨てマスク等のプラスチック製品の使用の増加など、<u>環境への負荷の増大</u>といった側面もあります。</p> <p>④助詞「や」は一般的に「A や B、C、D」または「A、B、C や D」のように使用することを踏まえると、例示の切れ目がわかりにくい文になっています。 なお、「通勤シフトや空調による（環境への）負荷の増大」のひとかたまりとして用いているのであれば、③の理由から不適切な表現になります。</p>

<u>9</u>	p14	第5章	1 気候変動対策の推進	◇「目標設定型排出量取引制度」の推進 …三酸化炭素(CO2)の排出削減目標… 削除
<u>10</u>	p15	第5章	1 気候変動対策の推進	◇運輸・物流の低炭素化の推進 <u>一定台数以上の自動車を使用する事業者に対しCO₂の排出量や低燃費車の導入目標の設定等を求めるとともに、大規模荷主や大規模集客施設、自家用自動車通勤者が多い事業所に対し、～（略）</u> 例示のかたまりがわかりにくい。 CO ₂ 排出量の何を求めているのかによって以下のような読解が考えられる。 「『CO ₂ 排出量の目標や、低燃費車の導入目標』の設定等を求める」 「『CO ₂ 排出量の報告や、低燃費車の導入目標の設定等』を求める」 なお、埼玉県自動車地球温暖化対策計画制度を踏まえると、 「CO ₂ 排出量や低燃費車の導入等について、目標設定と報告を求める」 でもよいかと思う。 また、一文が長いので分割し、文章全体の接続詞を調整したほうが読みやすいかもしれない。
<u>11</u>	p18	第5章	2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	4行目/…前年【度】… 【】を追加
<u>12</u>	p18	第5章	2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	5行目/…ライフスタイルの定着の【について】更なる… 【】を追加
<u>13</u>	p18	第5章	2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	6行目/「令和元年度（2019年度）【の】」「県内の産業廃棄物の発生量及び最終処分量は」「約1,226万t及び19万tで」、… 【】を追加し、語順を入れ替え
<u>14</u>	p18	第5章	2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	13行目/しておき【いるため】、… 削除及び【】を追加
<u>15</u>	p36	第5章	6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全	9行目/微小粒子状物質（PM2.5）対策の実施 ← 太字

(2) 今後の施策の参考としていくもの等

NO	ページ	章	項目	御意見の内容
1			全般	<p>個々の施策はいずれも重要であるが、地球温暖化が全世界的な課題であるから、最優先にして施策を進めてほしい。</p> <p>これまで、県が県民に地球温暖化対策を周知及び啓発を実施してきた効果に期待する。</p>
2			全般	<p>はじめに全体の構成について</p> <p>第1章と第2章の関連が説明されていないし、埼玉県環境基本条例に定める環境基本計画に記載すべき内容となっていないのではないかな。</p> <p>第2章の本県を取り巻く状況が記載されているが、第3章、4章に記載されてくる項目とリンクした項目を記載すべき。</p> <p>第2章の記載項目中どの項目が本県にとって改善する必要がある項目なのかを明確にする必要がある。</p> <p>また、2章の改善の必要があるからこそ第3章の長期的な目標を定めるのではないかな。</p> <p>同様に第3章の目的を達成するために第4章の施策展開があるのではないかな。更に4章と5章の繋がりが説明されていない。</p> <p>要は各章ごとにバラバラに行政分野に応じた項目の列記にすぎないのではないかな。</p> <p>現在の社会・環境情勢は急速に変化しており、旧環境基本計画の内容を引きずった計画ではなく、新しい知見や、環境変化及び埼玉県基本条例に則った計画にすべきではないかな。</p>
3	p2	第2章	1 本県の自然条件・社会条件	<p>位置、地形及び気候、に関して</p> <p>近年の気候変動の影響と考えられる、熊谷の高温等関東の内陸に位置する埼玉県で日中の最高気温が高い状態が継続している状況や、2019年台風第19号による短時間降雨量の増加等、劇症気象化している現状を記載すべきではないかな。</p>
4	p4 p5	第2章	2 国内外の社会経済情勢の変化	<p>p4(4)デジタルトランスフォーメーション(DX)の取組、</p> <p>p5(5)所有形態や働き方の多様化</p> <p>「国内外の社会経済情勢の変化」の項目について、(1)~(3)までは環境にかかわる事項だが、(4)(5)は環境にどう関係するのか。</p> <p>また、DXなどは現在のトピックではあるが、本計画が終了する令和8年には死語となっている可能性もあるので、計画に記載するのは避けた方がよいのではないかな。</p>
5	P6,7	第2章	3 国内外の環境分野の状況の変化	<p>大気、水関係についての記載がされているが、これらの項目は昭和時代の法整備や条例整備がなされ、基準がほぼ達成されており、全県的問題となっている項目は少なく、既存の法令等に則り淡々と事業を進め旨明記すれば十分ではないかな。</p>

6	p6	第2章	3 国内外の環境分野の状況の変化	<p>第2章 本県を取り巻く状況の記述ですが、「3 国内外の環境分野の状況の変化」では(3)みどり(4)生物多様性と書き分けているが、この両者は不可分である。</p> <p>都市部の住民が自然環境とふれあう貴重な場となる「身近な緑」の保全是次章で展開している「地域社会の持続性」がなければ得られない。</p>
7	p8	第3章	長期的な目標	<p>長期目標として3項目を記載しているが、本計画策定の趣旨として前段で「環境の状況変化や国内外の動向を踏まえ」と記載しているので、それぞれの項目がs d g sの17の目標あるいは169のターゲットのどこの箇所に対応するのか、あるいは捉えているのか、そしてこの項目を選択した理由を明記すべきではないか。ここでは、令和8年までに結果の出そうな簡単な項目に特化して羅列し、困難な目標に対してはあえて目標から外しているのではないか。</p>
8	p8	第3章	長期的な目標	<p>3つの目標には、すべて「づくり」が付いており、これでは目標でなく対策を意味してしまう。「づくり」は取るべきである。</p> <p>3つ目の目標は、単に「づくり」を取っただけでは意味不明となるため、例えば「持続可能な社会づくりに、あらゆる主体の人々が生き生きと参画している地域社会」などに変更すべきである。</p>
9	p8	第3章	長期的な目標	<p>「21世紀半ばを展望した長期的な目標」としているが、少なくとも目標1の脱炭素社会については改定温暖化対策法を鑑み、2050年と明記すべきである。</p>
10	p8	第3章	長期的な目標	<p>3行目/21世紀半ば → 具体的に2050年としない理由があるのでしょうか。</p> <p>また、「長期的な目標」について、県規模の目標としてより大きく具体的な目標を持ってもよいのではないのでしょうか。市町村としては、市町村支援事業等を明記いただきたく思います。</p>
11	p9	第4章	2 環境・経済・社会の諸課題の統合的解決	<p>埼玉県環境基本条例第3条では「環境の保全と創造」という基本理念を明確にし、同第4条で県の責務を定めているが、これらの項目又は内容が第4章の基本的な考え方に記載されていないので、「環境の保全と創造」に関する項目を追加記載する必要がある。</p> <p>また、2の後段で、「生態系のもつ機能を積極的に活用」と記載されているが、まず行うべきは、活用すべき「生態系を保全する」ことが重要で、この生態系を崩壊又は劣化させることなく、保全し、同時に保全しつつ活用することが重要であるためこれらを明記すべき。</p>
12	p10	第4章	6 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応	<p>新型コロナウイルス感染症対策は、「移動に伴う二酸化炭素排出量の削減」にはつながったようだが、家庭の電気使用量の増加や通信販売の利用による輸送のエネルギー使用量の増加なども生じており、推進すべきか検討する必要があるかと思う。</p> <p>「省エネ設備や電動車の更なる導入やプラスチック代替製品の使用の促進などにより、感染症対策と環境対策の両立を図っていく」とあるが、感染症対策になるのか。</p>

13	p12	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>再生エネルギーに目を向ける前に、使用するエネルギーの総量を減少させる施策をまず行うべきではないか。次に無駄なエネルギーを使わない、効率的に使う、その上で環境負荷の少ないエネルギーを主体として使うことが重要ではないか。</p> <p>まずは極限までエネルギーの使用を減少する施策を実行し、構築すべき。</p> <p>また、災害等非常時にハイブリッド自動車や、電気自動車から電気が供給できるようなシステムを普及すべきではないか。</p> <p>今後の施策と取り組みの記載順も上記の順に整理して記載すべきではないか。</p>
14	p12	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>「太陽光発電については一定程度導入が進んでいるものの」とあるが、屋根上太陽光発電をさらに普及させる必要がある。長野県のように屋根上の太陽光発電のポテンシャルマップを作成し、自分の家でどのくらいの発電が見込めるかを可視化し、県民の太陽光発電パネルの設置意欲を増加させる必要がある。</p>
15	p13	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>再生可能エネルギー発電施設新設については、長期にわたり自然エネルギーが受け入れられていくように、地域社会だけでなく、在来の自然環境への悪影響も極力排除した、適切な導入場所を明らかにするゾーニングを行ない、地域住民との合意形成をもとにすすめることが重要である。</p> <p>また、非化石証書は再生可能エネルギーと原子力が含まれ、再生可能エネルギーの地産地消の推進にはならない。また、FIT 電源は証書なしの場合、環境価値のない電源と位置付けられ、非化石証書を購入しないと価値を表現できない。非化石証書の活用は再検討すべき。</p>
16	p13	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>◇太陽光やバイオマス、地中熱、<u>太陽熱</u>などの再生可能エネルギーの普及拡大</p> <p>「快晴日数日本一」という本件の特長を生かした太陽光をはじめ、食品廃棄物、間伐材、下水汚泥などのバイオマス資源や地中熱、<u>太陽熱</u>など、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの有効利用を推進します。</p> <p>⇒上記について、下線部分の追記をお願いしたい。</p> <p>【理由】</p> <p>太陽熱は、国の第6次エネルギー基本計画や地球温暖化対策計画（案）においても地域性の高いエネルギーである再生可能エネルギー熱として、地中熱と並んで記載されており、導入拡大を目指すものとされている。</p>
17	p13	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>◇コージェネレーションシステムや燃料電池の導入の促進</p> <p>⇒上記取組に賛同。具体策として、コージェネレーション設備とエネファーム（家庭用燃料電池）の補助制度継続をお願いしたい。</p>
18	p13	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>◇IoT 技術を活用した分散型エネルギーの効率的な利用の推進</p> <p>太陽光発電と蓄電池、<u>コージェネレーションシステム</u>を組み合わせるなど、地域における分散型エネルギーの効率的な利用が図られるよう、IoT や新技術を活用したエネルギーマネジメントを推進します。</p>

			⇒上記について、下線部分の追記をお願いしたい。 【理由】 コージェネレーションシステムの導入は、IoTや新技術を活用したエネルギーマネジメントの推進にあっても効果的である。
19	p13	第5章 1 気候変動対策の推進	(iii) 産業・業務部門における温室効果ガス排出削減対策の推進 ◇ <u>産業・業務部門におけるコージェネレーションシステム導入の支援</u> <u>熱需要の大きい産業・業務部門における温室効果ガス排出削減のため、温室効果ガス排出が少ない化石燃料である天然ガスへの燃料転換と、天然ガスを高度利用したコージェネレーションシステムの導入を支援します。</u> ⇒上記項目の追加を提案する。 【理由】 2050年に向けた脱炭素社会の実現に向けては、「徹底した天然ガスシフト」と「天然ガス高度利用」による着実なCO ₂ 削減が有効である。
20	p13	第5章 1 気候変動対策の推進	(iii) 産業・業務部門における温室効果ガス排出削減対策の推進 ◇ <u>オフセットクレジットの積極活用によるCO₂削減の推進</u> <u>産業・業務部門の温室効果ガス排出削減を一層促進するため、再エネクレジットや森林吸収クレジットをはじめとしたオフセットクレジットの利用を推進します。また、ボランタリークレジットを活用したカーボンニュートラル都市ガス※の普及促進等を通じて、CO₂削減を図ります。</u> <u>※<用語解説>カーボンニュートラル都市ガス</u> <u>カーボンニュートラルLNGを原料とした都市ガス、または、天然ガスの採掘・液化、LNGの輸送、ガス製造・燃焼に至るまでの工程で発生する温室効果ガスを、CO₂クレジット等で相殺（カーボン・オフセット）し、燃焼しても地球規模ではCO₂が発生しないとみなす都市ガスのこと。</u> <u>なお、払出時点で、必要オフセット量が償却された状態（相殺した状態）となったLNGまたは都市ガスを指す。</u> ⇒上記項目の追加を提案する。 【理由】 環境省が策定した「地球温暖化対策計画（案）」では、「森林由来のクレジット創出拡大を図る」「個人や中小企業等の省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入に伴い生じる環境価値のクレジット化を進める」と記載されるなど、カーボンニュートラル実現におけるクレジット制度の重要性が高まっています。

				貴県におかれましても、オフセットクレジットのさらなる利用推進や、ボランタリークレジットの活用を視野に入れた、温室効果ガス排出削減施策の検討をお願いしたい。
21	p13	第5章	1 気候変動対策の推進	◇事業活動における省エネルギー対策など脱炭素化に向けた取組の促進 ⇒上記取組に賛同。省エネルギー設備導入に対する支援として、コージェネレーション設備に係る補助金の継続をお願いしたい。 【理由】 2050年に向けた脱炭素社会の実現に向けては、「徹底した天然ガスシフト」と「天然ガス高度利用」による着実なCO ₂ 削減が有効である。
22	p13	第5章	1 気候変動対策の推進	「再生可能エネルギー施設の適切な設置・管理」において、地域の住民の安心・安全、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮する権限を、地元の市町村に付与しなくてはならない。
23	p13	第5章	1 気候変動対策の推進	◎脱炭素に向けた取組 太陽光発電プラス蓄電池という方向はよいと思う。 しかし、山の木々を伐採して太陽光を設置するというやり方では、 ・CO ₂ を吸収し、O ₂ を発生する森林が減ってしまう。 ・土砂崩れ等の災害の危険が生じる。 ・生物多様性が損なわれ、自然環境が悪化する。 ・景観が大きく損なわれる。 ・発電事業終了後、元の山に戻すのは困難。 というような問題がある。 よって、太陽光発電は、公共施設や工場等の屋根に設置し、その地域内で地産地消できるようなカタチを目指すべきである。その枠組みを作ることこそが県の役割だと考える。
24	p13	第5章	1 気候変動対策の推進	「太陽光やバイオマス※、地中熱などの再生可能エネルギーの普及拡大」について 再エネの基本である地産地消を文章に盛り込んでほしい。
25	p13	第5章	1 気候変動対策の推進	◇再生可能エネルギー施設の適切な設置・管理 「地域の住民の安心・安全、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮された再生可能エネルギー施設の設置・管理を推進します。」について 土砂流出、生物多様性などが損なわれないように、再エネ普及に当たっては森林伐採を避けるべきであることを盛り込んでほしい。

26	p13	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>◇再生可能エネルギー施設の適切な設置・管理</p> <p>「災害リスクなどが懸念される施設について実態調査を行い、国、市町村と情報を共有し、連携して適切な対応に努めます。」について</p> <p>FIT 法事業計画認定ガイドラインの規定に満たない発電施設は、規制の緩い発電出力 50kw 以下が多く、全認定案件の 8 割近くを 50kw 以下が占めている。発電出力 10kw 以上のすべての施設の実態調査を行ってほしい。</p>
27	p13	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>◇再生可能エネルギー施設の適切な設置・管理</p> <p>「国、市町村と情報を共有し、連携して適切な対応に努めます。」について</p> <p>令和 3 年 5 月 7 日参院本会議において、経済産業大臣が、「認定後についても、推奨事項への対応が不十分であると疑われる場合には適切な確認、指導を行っていく必要がありますが、これを効果的に実施するためには、当該用地の環境保全上の懸念等の情報を有する地方自治体との連携が重要であると考えております。」と述べている。県は、「国、市町村と連携して推奨事項への対応が不十分であると疑われる案には、適切な対応をする。」としてほしい。</p>
28	p13	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>太陽光発電施設に関する環境影響評価条例の規模要件をさいたま市や仙台市なみに 1 ヘクタールに下げしてほしい。</p>
29	p13	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>太陽光発電設置規制条例を設け、太陽光発電施設とりわけメガソーラーの乱開発をこれ以上させないよう条例策定を。</p> <p>埼玉県が森林がメガソーラーにより破壊されている状況に県が責任をもって条例策定により止めること。熱海のような事故が起きてからでは遅い。</p> <p>林地開発許可を出した県の責任も問われる。</p>
<u>30</u>	p13	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>10 行目/…適切な対応に努めます【を行います】。</p> <p>削除及び【】を追加</p>
<u>31</u>	p13	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>14 行目/地産地消 → 「県産県消」や埼玉版地産地消として「彩産彩消」とするのはいかがでしょうか。</p>
<u>32</u>	p13	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>17 行目、23 行目/「災害対応力」と「レジリエンス」について、意味が同じであれば統一した方が良くかと思われま。</p>

33	p14	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>◇住宅の省エネルギー対策の実施 ⇒上記取組に賛同。特に、エネファーム（家庭用燃料電池）の普及拡大は省エネ性・レジリエント性向上の観点から急務なため、導入に係る補助金制度の継続を検討いただきたい。</p> <p>【理由】 環境省が策定した「地球温暖化対策計画（案）」では、「省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進」との記載があり、エネファーム（家庭用燃料電池）について「発電を行うとともに、発電時に発生する熱を有効に活用することで、最大90%以上の総合エネルギー効率を達成する分散型エネルギーである」とし、「更なる導入を目指す」としている。</p>
34	p14	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>◇脱炭素社会実現に向けた環境学習の推進 ⇒上記取組に賛同。持続可能な社会へ向けて2030年、2050年に社会をリードする立場になる児童生徒・学生の環境意識を高めるためにも、さらなる環境学習の推進をお願いしたい。</p> <p>【理由】 脱炭素社会実現に向けて家庭での省エネ行動を広く社会規範として定着させていくためには、学校での環境学習が重要である。気候変動枠組み条約で気候変動教育の重要性が示されているだけでなく、新学習指導要領にも持続可能な社会の創り手の育成が明記されています。しかし、教科化されていないことからその導入は学校の判断に委ねられている。</p>
35	p15	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>「CO₂の吸収・貯蔵機能の向上を図る森林の整備」は大切な項目であり、今ある森林を守っていくことはとても重要である。</p> <p>多様な森林を守り育てるためにも「再生可能エネルギー施設の適切な設置・管理」の項目で、「太陽光発電の適切な設置のために、森林を切ることはできない。」ということをつけ加えていただきたい。</p>
36	p16	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>「（3）今後の施策と主な取組」に新たに「（vii）地域支援の充実」を掲げるべきである。</p> <p>改正地球温暖化対策法の趣旨にもあるように、脱炭素社会は市町村やその地域での再生可能エネルギープロジェクトなどの取組が重要である。しかし、これを推進するには、人材面、技術・経験面、資金面などの多くの課題を抱えている。よって、県が中心となり、金融機関や経済支援団体、NPOなどによる協力体制を構築し、市町村や域内の団体などを支援していく仕組みづくりが不可欠である。また、こうした支援に携わる人材の育成とその派遣の仕組みづくりにも県が取り組むべきである。こうしたことを施策の中柱に位置付けるべきである。</p>

37	p17	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>政府の総合計画で「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。」としている中、当案の目標値は2013年度比の2026年度で24%以上となっており、（再設定する旨の但し書きはあるものの）現状あまりに低い設定である。</p> <p>また、国は「2050年カーボンニュートラル宣言」を各自治体に促しているが、埼玉県は「宣言」をしておらず、基本計画中にもこの宣言について一言も出てこない。</p> <p>宣言をすれば良いというものでもないが、その姿勢すら見えないのは残念である。</p>
38	p17	第5章	1 気候変動対策の推進	<p>温室効果ガス削減は緊喫の課題であることから、温室効果ガス削減に最も有効な再生可能エネルギーの電源開発及び利用を飛躍的に進めると同時に、建物、運輸等あらゆる方面において温室効果ガス削減がすすむよう、県の取り組みをさらに強化してほしい。</p>
39	p17	第5章	1 気候変動対策の推進	<p><指標の説明></p> <p>従来車からCO₂の排出が少ない電動車への転換状況を示す数値であることから、この指標を選定。</p> <p>従来車は走行に伴い、CO₂だけでなくCH₄とN₂Oも排出しています。 そのため「従来車から温室効果ガスの排出（量）が少ない電動車へ」としたほうが語弊がありません。</p> <p>なお、最終的にCO₂排出量として集計することから、P15の表現と統一して「従来車からCO₂排出量が少ない電動車へ」とすることも考えられます。</p>
40		第5章	1 気候変動対策の推進	<p>太陽光発電施設に係る林地開発について厳しい規制が必要。県民が納得できる林地開発許可条件の提示、本気で環境を保全していくための規制を行ってほしい。</p>
41		第5章	1 気候変動対策の推進	<p><18名から意見あり></p> <p>兵庫県や山梨県等のように県として太陽光発電設置規制条例を設けること。</p>
42		第5章	1 気候変動対策の推進	<p><14名から意見あり></p> <p>仙台市や兵庫県、さいたま市を見習い、太陽光発電施設における環境影響評価の規模要件を下げること。</p>
43		第5章	1 気候変動対策の推進	<p>メガソーラーの開発に係る事業計画について近隣住民の同意を必須のものとする。</p>

44		第5章	1 気候変動対策の推進	市町村職員に専門的知識を有する方がほとんど居ない現状。設置された発電施設のチェックなど、県の方で専門的な技術者を派遣するような仕組みが必要。
45		第5章	1 気候変動対策の推進	ソーラー、風力発電、バイオマスなどの設備などの施設は、山林を破壊しない事
46	p18	第5章	2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	<p>・「資源の有効利用と廃棄物の適正処理」について 廃食用油の回収、再利用をしている市町村もあるので、記載をご検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>【参考】秩父市の事例 秩父市では、秩父市内や横瀬町・小鹿野町・長瀬町・皆野町の各家庭や学校給食調理場などから排出された廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）を精製しています。精製したBDFは秩父市の公用車3台と牽引式発電機3台の燃料として利用しています。牽引式発電機は、野外イベントにおいて電化製品等の電源や、市内の観光イベントにおける貴重な電源として使用したこともあるほか、市内公共施設の点検に伴う停電時の電力供給等にも利用されています。</p>
47	p18	第5章	2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	<p>3R活動のうち、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）の二つが、循環型社会を構築するための重要なキーワードであることを普及啓発してほしい。</p> <p>プラスチック類を減らす・使用しないと同時に、不法投棄の問題の広報など、消費者にとって取り組みやすいところから策を講じてほしい。</p>
48	p18	第5章	2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	「（2）長期的な目標に向けた方向性」の中に、サーキュラーエコノミーの内容を盛り込むべきである。
49	p18	第5章	2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	<p>◇ごみを減らすライフスタイルの普及促進</p> <p>◇食品ロス削減の促進</p> <p>⇒上記取組に賛同。具体的な方策として、食生活の中で環境に配慮して「買い物」「調理」「食事」「片づけ」を行う工夫（エコ・クッキング）の啓発・周知を提案する。ついては、広く県民に広報するため、貴県のホームページにおいて下記取組の掲載をご検討頂きたく存じます。</p> <p>〈「エコ・クッキング」 (https://home.tokyo-gas.co.jp/shoku/torikumi/eco-cooking/about-eco-cooking.html) 〉</p> <p>【理由】</p>

				食品ロスの削減は、食料資源の無駄遣いを減らすという効果に留まらず、環境負荷の削減や事業コストの低減に繋がることから、食料資源の有効利用や地球温暖化の抑制を目指すうえで必要不可欠である。
50	p18	第5章	2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	24 行目/AI←【及び】IoT 削除及び【】を追加
51	p19	第5章	2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	プラスチック等、化学物質を含んだごみが川、海へ流れ出ていることが問題になっており、焼却することにより、重金属等の有害物質が環境へ排出されている。分別収集とリサイクルの徹底を進めてほしい。
52	p19	第5章	2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	◇下水汚泥の活用、一般廃棄物処理施設の熱回収の促進、バイオマスの利用促進 ⇒一般廃棄物処理施設におけるエネルギーの有効活用にあたっては、停電時対応型ガスコージェネレーションシステム等の導入によるエネルギーの面的利用とレジリエンス強化が効果的である。こうした設備導入について、市町村への指導をお願いしたい。 【理由】 貴県における「第9次廃棄物基本計画」において、廃棄物処理施設は、周辺施設へ熱や電気を供給する分散型の地域エネルギーセンターや防災拠点としての機能が期待されている。 災害発生時にも業務を継続する上では停電対応型ガスコージェネレーションシステムの導入が効果的である。
53	p19	第5章	2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	循環の利用は有効な事業と考えるが、その前にプラスチックを使わなければならないもの以外は使わないことを基本とすべきではないか。 木や綿、竹等の自然素材、長期間使い、リサイクル可能な金属等を優先的に使用する社会を実現させ、化石原料由来のプラスチックの使用量を減少させることは地球環境問題にとって重要。 まず人々が使うものを長寿命化し、消費量を削減する。その上で廃棄されるプラスチックは適切に処理する方向に計画をすすめるべき。現在の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造を変えることが必要。
54		第5章	2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	・プラスチックの減量 ペットボトル使用を削減する取り組みを。
55	p23	第5章	3 みどりの保全と創出	◎生物多様性や自然を守ることは、SDGsや地球環境維持の根本 自然や生物の循環の中に人間も生きている。ということは、その流れを極力壊さない範囲での開発や経済活動が求められる。それを逸脱し続けたために、様々な問題が起こっているのである。 生物多様性や自然を守り生かすことを全ての基本に据えることを明記してほしい。

56	p23	第5章	3 みどりの保全と創出	<p>「緑地率は年々低下し、特に平地林面積は平成19年度（2007年度）から平成29年度（2017年度）までの10年間で1割以上減少しています」</p> <p>というのであればもっと危機感を持っていただきたい。</p> <p>新たな森林の創出も大事ですが、既存の森林を保全する方法をもっと考えていただきたい。そのためには条例による規制など、実効性のある対策が必要。具体的には森林を伐採してのソーラーパネルの設置などはまさに自然を壊しての自然エネルギーであり大問題である。また土砂災害の危険なども考えられ、早急な対策が求められる。</p>
57	p23	第5章	3 みどりの保全と創出	<p>現状と課題</p> <p>生物の多様性向上と生態系の保全については、生物多様性基本法に則り事業を行うことを明記すべき。「緑」と「みどり」を環境を表す言葉として使用しているが、SDGsで要求されている目標やターゲットではこれら言葉は使用されておらず、生態系と生物多様性という言葉が使用されている。</p> <p>後段の用語の説明でみどりと緑の使い分けが記載されているが、今後の埼玉県環境を保全、再生させていく環境基本計画の用語として、明確に定義する必要がある。</p> <p>「みどり」と一言で多様な自然環境を定義することは、県内の自然環境の現状及び課題を不明確にし、問題の解決あるいは改善を遅らせることとなる。少なくとも埼玉県内の自然環境と我々が共存している都市部における生活環境別に現在の埼玉の環境を評価し、今後はどうあるべきかを明確にして本計画に明文化すべき。その上でPDCAを回すことが重要で、これを怠れば埼玉県環境は悪化するばかりで向上しない。</p> <p>例えば23ページ上から4行目に「身近に貴重なみどりが存在する多様な自然環境」との言葉はなんのために挿入されているのか。どのような自然環境を表しているのか、獭としたイメージで客観的な評価ができない。以下6行の文で他の県と区別できそうな言葉は「武蔵野の面影」部分だけでしかない。（1）は埼玉の現状を記載する箇所と思うが、この箇所ですべて埼玉県のみどりの現状を示している部分はどこか。</p> <p>また、現状の緑地率が示されているが、この緑地率の定義はどこに示されているのか。更に、平地林の定義が記載されているが、平野部とはどこまでを指すのか、林とはどのようなものを林と定義しているのか、森は入るのか入らないのか、すべて曖昧で科学的な根拠に欠けるので、これらの定義を明確にすべき。</p> <p>また、「適切に管理・活用されない平地林や緑地の増加が課題」としているが、「増加」の根拠はあるのか。10年で1割以上平地林が減っていることと、「増加」している根拠を明らかにすべき。地球環境問題に対する対応は科学的に行うとする国際的取り決めにも則り、埼玉のみどりの現状をまずは調査することが基本ではないか。生物多様性基本法でも調査は自治体の責務となっている。</p> <p>ここでは、自然環境として、緑地率の低下、平地林面積の減少、人工林の管理不足、の3点しか課題が示されていない。しかし、施策部分には多岐多様な内容が記載されているので、埼玉県自然環境のベースとなる部</p>

				分と、管理や教育などソフトの部分に分けて記載すべきではないか。まず埼玉には良好は自然がどの程度あり、それを保全、拡充、管理の各部分に分けて問題点と改善計画を示すべき。
58	p23	第5章	3 みどりの保全と創出	<p>埼玉県は、日照率の良さや農地など広い土地が残っていることなどから、大規模太陽光発電施設の適地とみなされ、業者に狙われている場所が多くあります。</p> <p>それらの計画地は、里山の緑豊かで、貴重な動植物が残るような土地が含まれています。みどりの保全のためには、大規模太陽光施設に対する規制を盛り込んだ条例などの制定が必要だと思います。</p> <p>全国的にも問題になっていることですので、他県の取り組みなども参考に、自然を守りながら再生可能エネルギーを普及させられるような、前向きな法整備が必要だと思います</p>
59	p23	第5章	3 みどりの保全と創出	<p>彩の国みどりの基金の現在の使い道は、生物多様性を高めることに使われていない。生物多様性を高める事業に使うために、使い方を見直すべき。</p>
60	p23	第5章	3 みどりの保全と創出	<p>「緑の創出」よりもまずは「今ある緑の保全」をしてほしい。</p> <p>林地開発許可をおろすのは県であり、その基準が甘すぎる。</p>
61	p23	第5章	3 みどりの保全と創出	<p>(3) 今後の施策と主な取組</p> <p>(i) 身近な緑の保全・管理</p> <p>「くぬぎ山地区自然再生事業の実施」を追加</p> <p>平成16年より県が中心となり、国、市町と活動団体等による協議会を立ち上げ、自然再生に取り組んでいる事業について、環境基本計画での位置づけが必要と考えます。</p>
62	p24	第5章	3 みどりの保全と創出	<p>三富地域について、平地林の公有地化や、三富新田の循環型農業の推進策や環境保全活動を活性化させてほしい。</p> <p>また、三富地域に限らずナラ枯れが蔓延している。他県での情報を含め、対策の強化を要望する。</p>
63	p24	第5章	3 みどりの保全と創出	<p>「地域と調和した都市農業の振興」</p> <p>これについて、一体どのような施策を検討しているのか。</p> <p>周りは休耕地が目立ち、そこに太陽光パネルやマンションの建設されるなど都市農業以前に農業の危機である。</p> <p>都市型の農業よりも、小さな休耕地を住民に開放し畑を守ってもらう。小さな休耕地と空き家に新たな移住者を呼び込む。このような施策の方が地域と調和した農業の振興になるのではないか。</p>

64	p24	第5章	3 みどりの保全と創出	公有地化の推進とふるさと緑の景観地の指定・維持管理は一項目にまとめるべき
65	p25	第5章	3 みどりの保全と創出	松くい虫 ナラ枯れの対策についてですが、薬剤は自然界の毒である。例えば炭を活用する方法を、試してほしい。
66	p25	第5章	3 みどりの保全と創出	<p>18 行目/原生的な森林の保全を図る… → 甲武信ユネスコエコパーク関連の記述を入れていただければと思います。（※）</p> <p>※甲武信ユネスコエコパークについて 甲武信ユネスコエコパーク推進協議会で、埼玉県担当部長も委員になっているため記載をご検討いただきたくお願いいたします。なお、山梨県環境基本計画には記載があります。</p> <p>【参考】甲武信ユネスコエコパーク概要 秩父多摩甲斐国立公園を中心とした「甲武信」エリアが、ユネスコエコパークとして登録されています。「エコパーク」は正式名を生物圏保存地域（BR：Biosphere Reserve）と呼び、ユネスコ人間と生物圏（MAB：Man and the Biosphere）計画の枠組みに基づき、ユネスコによって国際的に認定された地域です。世界遺産が手つかずの自然を守ることを原則とする一方、ユネスコエコパークは生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的としています。「甲武信」エリアは、豊かな自然と地域住民の皆様が自然と共に生きるという生活スタイルを守ってきたことが評価され、令和元年6月19日に国内で10番目に登録されました。今後も古来より守り育まれた豊かな自然と生活様式を未来へ紡いでいけるよう、本エコパーク推進協議会の事務局である山梨県との連携を図りながら、地域における環境の保全と地域資源の持続可能な活用を図るための活動を推進します。</p>
67	p25	第5章	3 みどりの保全と創出	24 行目/森林の病【害】虫【・】獣害防止対策の実施 【】を追加
68	p26	第5章	3 みどりの保全と創出	<p>自然公園の保全 秩父地域には国の自然公園があり埼玉県にはその他県立の自然公園が10箇所あったと思うが、県立公園の保全・管理についても記載すべきではないか。また、公園の保全・管理・整備にあたっては、生物多様性を更に豊かにする保全・管理・整備を目指すことを明確に記載すべき。</p>

69	p26	第5章	3 みどりの保全と創出	<p>身近な緑の創出面積</p> <p>ここで表す「身近な緑」の定義を明確にするべき。</p> <p>緑の基本計画 都市緑地法第4条の緑地なのかあるいは埼玉県 都市緑地法による緑化計画の届出なのかあるいはこれらの法以外の緑を指すものなのか明確にすべき。</p> <p>また、創出面積イコール増加面積ではないので、失われた面積も同時に記載し、純増した面積を指標とすべきではないか。</p>
70	p26	第5章	3 みどりの保全と創出	<p>1 行目/自然公園の保全【と共生】</p> <p>→ 説明文に甲武信ユネスコエコパークの記述を入れていただければと思います。（※同上）</p>
71		第5章	3 みどりの保全と創出	<p>自然環境を保持する事</p>
72		第5章	3 みどりの保全と創出	<p>森林贈与税を目的とした行為に使う事</p>
73		第5章	3 みどりの保全と創出	<p>日本人は、自然や野生生物への 無関心と、不寛容さが目立つ。 教育に力を入れてほしい。</p>
74		第5章	3 みどりの保全と創出	<p><14名から意見あり></p> <p>(埼玉県自然) 環境保全条例を三重県や静岡県並みにすること。</p>
75		第5章	3 みどりの保全と創出	<p><2名から意見あり></p> <p>比企丘陵の里山は希少野生動植物を含む多様な生態系の宝庫として保護すること</p>
76		第5章	3 みどりの保全と創出	<p>中山間地域の農林業の振興を図る政策を立て、山林整備の担い手を育成すること</p>
77		第5章	3 みどりの保全と創出	<p><15名から意見あり></p> <p>埼玉県みどりの基金の使い方を改め、真に生物多様性を高める事業に使うこと</p>

78	p27	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	希少野生生物保全のため、具体的な施策をしてほしい。 開発予定地に国・県指定稀少植物がある場合、環境アセスメントを行う規準をもっと下げ、規制逃れに対して厳しく対応を。
79	p27	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	希少種が発見された場合は、必ず調査を行い、開発工事を一旦中止させる規制を条例で。
80	p27	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	希少種は「移植」して終わりにはしないように。 県の責任で保全を。
81	p28	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	アライグマはすでに日本の野生動物の一部として認めざるを得ないほど、広く分布している。捕獲を促進するばかりでは、税金が吸い取られるだけである。生態系を壊している張本人は人間であるので、アライグマを日本の自然界の一部として受け入れる覚悟ができないのであれば、保護施設を作ることである。 外来種を輸入する動物園をなくしてほしい。
82	p28	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	希少種を守ると言うことだけを重要視するのではなくその生物が生きられる自然環境をつくる、保全することが重要。 昔のような日本の森を取り戻すべく、人工林は必要なだけを残す、危ない箇所にある人工林は無くし広葉樹を植樹する、メガソーラーなどの再生可能エネルギーで山を破壊しないようにお願いしたい。
83	p28	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	生物多様性を県民に分かりやすく解説し、関心をもってもらえるように簡単なパンフレットやリーフレットを作るべき。また、県内公園及び庭園等の県施設・市町村施設内にも生物多様性を解説するような掲示をするべき。
84	p28	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	生物の調査・記録管理等をDXに切り替えてできるだけ、タブレット端末やスマートフォンで記録を記入して担当課に提出できるようにしていただきたい。 生物多様性戦略データベースのデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進をしてもらいたいが、どのように進むのか。
85	p28	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	埼玉県にも貴重な動植物は沢山あるので、それらの保全・維持のために活動している人達を県として支援する体制を作ってほしい。
86	p29	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	◇推進体制の整備（拡充） 「各機関・団体等のそれぞれの取組・機能を連携・強化するセンター機能を整備」とあるが、どこの何にど

				んなセンター機能を持たせるのか。 また、各機関・団体等に対し、県が行えるのか。
87	p29	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	「埼玉県生物多様性保全戦略」に基づく取組を推進するため、各機関・団体等のそれぞれの取組・機能を連携・強化するセンター機能を北本市の埼玉県自然学習センターに設置してほしい。
88	p29	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	野生動植物の継続的調査を行っているのに、埼玉県希少野生動植物種の指定や保護区の指定が進んでいない。絶滅危惧種は年々増えていく一方なので、専門家の指示を仰ぎながら指定種を増やしてほしい。
89	p30	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	・アライグマの計画的防除を進めるには、現在の生息数と捕獲目標を立てなければならないが、捕獲数の集計では推計出来ない。CPUEの算定を導入してほしい。
90	p30	第5章	4 生物多様性と生態系の保全	<p>■アライグマの計画防除について</p> <p>アライグマの計画防除については、県の計画に基づき、各市町村が防除を実施している。この防除においては、多くの自治体は市費において専門業者に業務委託をしているのが現状である。また、近年、捕獲頭数は右肩上がりであり、委託費の増大など市町村の負担は増える一方である。一方、県の計画では、「市町村と連携した捕獲推進、捕獲効率化に向けた実証実験等を行います。センサー等のデジタル技術を活用した計画的防除を行います。」などとしているが、現状、県の交付金と各市町村の委託費が大きく乖離していることを認識し、県が策定する計画と県の交付金が比例するような見直しを先に行っていただきたい。</p> <p>新たな技術による捕獲の前に、実際に防除を実施する市町村の負担を減らし、安定的に計画が実施を出来る環境整備を願いたい。</p>
91		第5章	4 生物多様性と生態系の保全	クマの殺処分をしない事
92		第5章	4 生物多様性と生態系の保全	クマの錯誤捕獲は、必ず放獣する事
93		第5章	4 生物多様性と生態系の保全	くくり罠の径は必ず守る事

94		第5章	4 生物多様性と生態系の保全	<15名から意見あり> 埼玉県希少野生動植物種の指定を増やし、保護区を設けること。
95		第5章	4 生物多様性と生態系の保全	山地河川の生物多様性を維持すること
96		第5章	4 生物多様性と生態系の保全	自然植物、自然動物を守る事
97	p31	第5章	5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全	◇県民・企業と連携した水辺空間の活用（新規） 河川の維持のためのごみ拾い等は実地での作業が必要だが、川を守る気持ちや川への愛着の醸成などはデジタル技術の活用、情報発信が可能かと思うので、是非とも活用していただきたい。
98	p31	第5章	5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全	（3）今後の施策として「水辺空間の活用」が記載されているが、川のまると再生のように、川の生物多様性保全とは逆の「人が川で楽しむための開発行為」が数多く行われた。この事業は河川環境の破壊と自然を破壊する事業である。環境基本計画でこのような河川環境を破壊するような施策が計画され、かつ実行されていることは、現在のSDGsの流れに逆行する施策であるため、これらの工事については早急に中止し、工事の現状を評価した上で、その環境を復元する事業に取り組むべきではないか。この項目に記載されている計画は、川、水環境、河川環境、公共用水域、河川、河川表流水、雨水利用、下水など、河川環境の範囲の捉え方がばらばらで統一的な施策とは考えられない。施策については、河川以外から河川に入る系統、河川の水質に関わるもの、河川の水量に関わるもの、河川から分水、利用される水、地下水に関するものなど系統的に整理し記載する必要がある。 なお、施策指標としている項目は、水環境とは直接関係のない人の人数や、単に水質と地盤沈下量の指標で行政施策の効果を表す指標としては適当ではなく、意味もないので新たな指標が必要。
99	p31	第5章	5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全	NEXT川の再生という事業は、川の生物多様性を低下させる事業であるので、見直しをする必要がある。

100	p32	第5章	5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全	<p>(ii)公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止については、「河川環境と水循環」とタイトルを変更すべきではないか。</p> <p>記載する項目も河川環境、水質問題、水循環の各テーマ毎に整理して記載すべきではないか。少なくとも法的制度が整っている部分とそうでない部分を分けて記載する必要がある。</p> <p>また、水辺空間の利用等については全く別の問題で、人が利用することで河川環境が改善されることはないので、別の場所での項目記載が必要。その際利用の制約として河川環境を損なわない範囲での利用が基本となることを明記する。そうでなければ、河川環境は人の利用に伴い悪化し、将来的に利用そのものができなくなり、持続性に欠ける。</p> <p>このように記載内容や項目のレベルがばらばらで、統一性を欠いた内容に終始していることは問題点の把握と解決計画に根本的問題があるのでないか。課題とそれを解決する具体的手法及び到達目標を明確に記載すべき。</p>
101	p32	第5章	5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全	<p>生物に影響を与えるため、コンクリートで護岸を覆い尽くしたり、水路の三面を覆うような工事をしないでほしい。昔のような日本の田園風景を残してほしい。</p> <p>既にあるコンクリートの川には、全てに魚道をつけてほしい。小さな水路や用水路などでも、いきものが脱出できる様工夫してほしい。</p> <p>山と山を人間の道路が分断しているところは、動物が通れるように 歩道橋のような道を作ってほしい。</p>
102	p33	第5章	5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全	<p>リバーサポーターズの個人数</p> <p>参加者数の年平均 2,700 人を上回る 4,000 人は設定として無理がないか。</p> <p>収束してきたとはいえコロナもあり、1.5 倍は高望みしすぎでは。</p>
103		第5章	5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全	<p><15 名から意見あり></p> <p>川の再生と称して、川の生物多様性を低下させる事業を見直すこと</p>
104		第5章	5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全	<p>せっけんに関しての記述はないのか。水質を保全するために合成洗剤の使用を減らし、生分解性の良い石けん使用を。</p>
105	p36	第5章	6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全	<p>建築解現場のみならず、今後空き家のさらなる増加が予想されることを考えると、廃屋等の老朽化した石綿使用建材からの飛散、及び災害時の飛散についても検討の必要があると考える。</p> <p>関連して、解体工事業者のみならず、不用品回収業者・清掃業者・内装業者・いわゆる「便利屋」等が石綿についての法制度をどこまで認知・理解しているか。また、個人により解体を実施する場合もあるようなので、石綿の有害性等についての啓発を「やさしい日本語」を含めて継続していく必要があると考える。</p>

106	p37	第5章	6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全	<p>香害についてもさらに普及啓発に取り組んでほしい。</p> <p>公共施設や公共交通機関などにポスターの掲示や県民だよりで「香害」を記事にするなど、さらなる施策を要望する。</p> <p>また、香害は、化学物質過敏症(CS)発症の原因でもあり、その発症が低年齢化していることから、教職員、養護教諭および学校医への研修の実施や情報提供を要望する。</p>
107	p37	第5章	6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全	<p>最近の劇症気象により最高気温や平均気温が高い地域が増加しており、夏場の生活環境は劣化の一途をたどっている。そのため、都市部において森林環境税等を活用して、一定面積の森林をレイアウトして計画的に造林する長期計画を作成し、森林の持つ環境緩和機能を最大限利用する施策を明記すべきではないか。</p>
108	p40	第5章	7 経済との好循環と環境科学・技術の振興	<p>「(ii) 環境情報の収集及び提供」◇自然史標本、生物多様性情報の収集及びデータベースの作成</p> <p>環境科学国際センターでの取組が記されているが、こうした機能はまさに生物多様性センターの中心的機能である。よって、例えば、「・・幅広い情報提供を推進するなど、生物多様性センター機能を充実し、県民の生物多様性保全活動を支援します。」などと記載すべきである。</p>
109	p42	第5章	8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり	<p>◇「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続可能なまちづくり</p> <p>⇒上記取組に賛同。埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進においては、コージェネレーションシステムを活用したエネルギーの面的利用をご検討頂きたい。</p> <p>【理由】</p> <p>第6次エネルギー基本計画では、「熱電一体型の熱供給を行うための環境整備が進んだことを踏まえ、コージェネレーションや廃熱等のエネルギーの面的利用を推進する。これにより、地域の省エネルギーの実現に貢献するとともに、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消等を後押しする」と明記されるなど、コージェネレーションシステムの役割が明確化されている。</p>
110	p44	第5章	8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり	<p>「環境を守り育てる人づくり」で学校での学習推進や各種講座が計画されているが、もう少し裾野を広げていただきたい。</p> <p>例えば、農薬使用による健康被害や合成洗剤使用による環境影響が生じることについて、県民に理解させ、環境を守る意識が持てるように導く政策をお願いしたい。</p>
111	p44	第5章	8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり	<p>(iii) 環境を守り育てる人づくり</p> <p>◇ボランティアや企業と連携した環境学習の支援</p> <p>⇒上記取組に賛同。環境学習活動の充実にあたっては、新型コロナウイルスの感染が拡大する状況においてもオンライン上で学習できるWEBサイト「おどろき！なるほど！ガスワールド」の活用を提案する。ついては、貴県のホームページにおいて当該サイトの掲載をお願いしたい。</p>

			<p>〈「おどろき！なるほど！ガスワールド」 (https://www.tokyo-gas.co.jp/kids/) 〉</p> <p>【理由】 環境負荷の少ない持続可能な社会を構築する上では、県民が自主的・積極的に環境保全活動に取り組むとともに、様々な機会を通じて環境問題について学習することが重要である。特に、次世代を担う児童生徒への環境教育は必要不可欠であると考えます。</p>
112		その他	<p>田んぼが次々に潰されてコンクリートになっている。大雨が降った時は、コンクリートよりも、土や草木が役に立つ。公共の安全のためにも、そういう部分がより多く残されるように、地主さんに援助をしてほしい。</p>
113		その他	<p>耕作放棄地などの耕作しなくなった土地の活用を考えてほしい。</p>